

アキュムレータ適用(国内)法規

アキュムレータ（以下Acc）を国内で使用する場合は、一般に「高圧ガス保安法」「労働安全衛生法」のいずれかが適用されます。

しかし、容積に関係なく1MPa以上で使用の場合は、「高圧ガス保安法」が優先されますので、「労働安全衛生法」は適用除外されます。

詳しくは、下表をご参照ください。

ガス圧力	ガス容積	労働安全衛生法	高圧ガス保安法
		・同法施行令 ・ボイラー及び圧力容器安全規則	・同法施行令 ・一般高圧ガス保安規則
		第二種圧力容器	高圧ガス製造設備
0.2MPa未満	—	法の適用無し	
0.2MPa以上 1MPa未満	0.04m ³ 未満で 内径<200mmまたは胴長<1000mm		
	0.04m ³ 以上または 内径≥200mmかつ胴長≥1000mm	適用（規則84条）ただし、労働 基準監督署への設置報告は不要	
1MPa以上	0.04m ³ 未満で 内径<200mmまたは胴長<1000mm	適用無し	1MPa以上、適用 (詳細は101頁を参照)
	0.04m ³ 以上または 内径≥200mmかつ胴長≥1000mm	適用除外（規則125条）ただし、安全弁 の調整(86条)と圧力計の防護(87条)を要す	

高圧ガス保安法 (Acc使用事業所における許可申請・届出不要該当部分の抜粋)

高圧ガス保安法 (抜粋)
 法第11条 省略（第一種製造者に対する技術上の基準）〔許可が必要とされる場合の条文〕
 法第12条 省略（第二種製造者に対する技術上の基準）〔届出が必要とされる場合の条文〕
 法第13条 前2条に定めるもののほか、高圧ガスの製造は、経済産業省令（注：一般高圧ガス保安規則）で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

一般高圧ガス保安規則(抜粋)第13条 法第13条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。
 1 次に掲げる装置（設計圧力を超える圧力にならない構造のものに限る。）により高圧ガスを製造する場合にあっては、第6条第1項第11号から第13号まで及び同条第2項第1号イの基準に適合すること。
 イ エア・サスペンション（不活性ガス又は空気を封入したのものに限る。口において同じ。）
 ロ 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキュムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置をいい、イに掲げるものを除く。）
 ハ 省略
 2 省略
 3 省略

高圧ガス保安法令関係 一例示基準—
 62. 設計圧力を超える圧力にならない構造（緩衝装置等）
 規則関係条項 第13条第1号
 エア・サスペンション、緩衝装置又は自動車用エアバックガス発生器（以下「緩衝装置等」という。）に係る設計圧力を超える圧力にならない構造とは、次のいずれかによるものとする。
 1. 緩衝装置等に規則第6条第1項第19号に規定する安全装置が取り付けられている場合
 2. 緩衝装置等と同一の圧力がかかっている部位に1.の安全装置が取り付けられている場合（アキュムレータの液層部に接続されている配管に安全装置が取り付けられている場合等をいう。）
 3. 省略
 4. 省略

法規関係は、常に更新されております。
 本カタログ内の法規抜粋や関連説明は、参考程度に留め、あくまでも最新法規を基に対応してください。